

ケアハウス さくら草 重要事項説明書

1 事業者の概要

法 人 名	社会福祉法人香南会
代 表 者 名	理事長 橋本 信一
所在地・連絡先	高知県香南市赤岡町 1 1 6 0 番地 1 電 話 0 8 8 7 - 5 5 - 2 8 8 8 F A X 0 8 8 7 - 5 5 - 5 6 5 5 メール honbu@kounankai.jp
設立年月日	平成 3 年 3 月 2 9 日

2 施設の概要

施設の名称	ケアハウス さくら草
サービスの種類	軽費老人ホーム
指定年月日	平成 2 9 年 3 月 2 9 日
所 在 地 ・ 連 絡 先	高知県長岡郡本山町本山 9 7 8 - 2 電 話 0 8 8 7 - 7 6 - 2 2 6 1 F A X 0 8 8 7 - 7 6 - 4 3 1 9
管理者の氏名	施設長 井上 幹
利 用 定 員	3 0 名
事業の目的 及び運営方針	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者に対し、低額な料金で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜を提供することにより、安心して心豊かな生活ができるようにすることを目指します。

3 居室その他の設備概要

居室・設備	室数	備 考
居 室 (個室)	3 0 室	1 室 2 2 . 1 4 m ² 洗面・トイレ・ミニキッチン有
食 堂	1 室	1 2 6 . 4 7 m ² (談話ホール含む)
談話コーナー	1 室	食堂に隣接
浴 室	2 室	1 室 1 1 . 2 5 m ² (脱衣室を含む)

		2階にユニットバスを2室設置
洗濯室	1室	1階に2台・乾燥機付
共用トイレ	3室	1階に男女及び多目的トイレ設置

4 職員の配置状況・職務内容

職 種	配置人数	職務内容
管 理 者	1名（兼務）	各職員を指揮監督し、施設業務を統括します。
生活相談員	1名	日常生活上の相談、支援を行います。
介護職員	1名以上	日常生活上の準備支援や施設の衛生管理を行います。
宿直員	2名以上 （兼務）	施設の安全管理・維持、及び非常時の連絡対応を行います。

5 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	平日：午前8時30分～午後5時30分
生活相談員	平日：午前8時30分～午後5時30分
介護職員	早出：午前6時00分～午前10時00分 日勤：午前9時00分～午後6時00分
宿直員	夜勤：午後6時00分～午前7時00分

6 サービス内容

種類	内容
相談及び援助	入居者およびその家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
食 事	高齢者の健康に配慮した食事を提供します。また、入居者の体質等により必要な場合は、可能な限り食材や提供方法の変更を行います。 （食事時間）朝食8：00～9：00 昼食12：00～13：00 夕食17：00～18：00
入 浴	2日に1回以上の頻度で入浴の機会を設けます。 ※共用利用ですので清潔の維持に留意願います。
緊急時の対応	入居者の緊急時等必要な場合には、保証人、主治医あるいは協力医療機関等に速やかに連絡を行います。

夜間の管理体制	宿直員 1 名
介護保険 サービス等の利用	日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、医療保険または介護保険サービス等の利用ができます。 その際は、入居者が適切なサービスを受けることができるよう、必要な援助に努めます。
保健衛生	入居者の健康診断を、年に 1 回以上の機会を儲け、日常における健康管理に配慮します。
活動への協力	施設での生活が健康で明るいものとなるよう必要に応じ、入居者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事等を行う場合には、必要に応じ協力します。また、ボランティア教室や外出等適宜レクリエーション行事を企画します。

7 利用料

	内容
利用料	利用料金表（別紙）に基づき、毎月の利用料を前年の収入の階層に応じて請求します。但し、入居又は、退居にともなって、1 か月に満たない期間利用した場合の生活費については日割り計算によって精算します。
	事務費の決定に際しては、入居時及び翌年度以降は毎年 1 回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を提出してください。
居室水道光熱費	各居室のメーターに基づき請求されます。 ○電気は電力会社と直接の個人契約になります。 ○水道は各居室の使用量を事務員が確認し、毎月さくら草利用料とともに請求させていただきます。
その他費用	日常生活に要する費用でオムツ代や日常生活品等、入居者にご負担いただくことが適当であるもの。 また、寝具類をリースされる場合は、別途契約が必要になります。介護保険サービスを利用された場合は、負担限度額に応じた費用が自己負担となります。

8 支払い方法

利用料金等は、当月分を翌月に請求いたしますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 口座引き落とし	
毎月25日に引き落としをさせていただきます。 (土日、祝祭日の場合は、翌営業日)	
② 銀行振込	四国銀行 赤岡支店 普通預金 213 5123660
口座名	社会福祉法人香南会 ケアハウス さくら草 施設長 井上 幹 (イノウエ ミキ)

※ 諸般の事情により、口座への振込みが困難な場合は、窓口での現金払いも可能です。但し、現金払いにつきましては、複数の職員の立会いが必要となりますので、その都度、事前にご連絡ください。

9 協力医療機関

医療機関の名称	嶺北中央病院
所在地	高知県長岡郡本山町本山620番地
診療科	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科等
医療機関の名称	辻益デンタルクリニック
所在地	高知県長岡郡本山町本山620
診療科	歯科

10 相談窓口 苦情受付

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談・苦情窓口	電話番号 0887-76-2261
	FAX番号 0887-76-4319
	生活相談員
	対応時間 平日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 次の窓口でも苦情の申し立てができます。

第三者委員	年3回以上、苦情受付の機会を設けます。
市町村介護保険 相談窓口	各市町村役場代表番号にお問い合わせください。

高知県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	高知市丸ノ内 2－6－5
	電話番号	088－820－8410
	FAX 番号	088－820－8413
	対応時間	平日 午前9時00～正午 ／午後1時00分～午後4時00分 ※土日祝日休み（年末年始含む。）

1.1 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	午前8時30分～午後5時30分 （時間外の面会でも相談に応じます。） 面会の際には必ず面会カードにご記入をお願いします。 差し入れ等については必ず職員にお申し出てください。
外来者食事	ご希望の方は、申し出をお願いします。（実費）
外出・外泊	外出・外泊をされる場合には、必ず事前にお申し出ください。
居室、設備、 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、自己負担により原状に復していただくことがあります。
喫 煙	敷地内は、全面禁煙とします。
火気類の使用	居室において、石油ストーブや御香、ライター等火気類の使用を安全面から禁止します。
迷惑行為等	他の入居者の迷惑になるような宗教活動、政治活動、営利行為等のご遠慮願います。
動物等の飼育	専用居室にかかわらず動物の飼育は禁止します。
模様替え等	専用居室の模様替え（工事を伴う変更）は禁止します。

1.2 運営懇談会

入居者のご意見やご要望を運営に反映させていただくため、定期的に（原則として月1回）運営懇談会を開催します。運営懇談会の設置、運営については、運営懇談会要綱に定めます。運営懇談会の議事については、施設側が議事録を作成し入居者は閲覧することができます。

1.3 事故発生時の対応について

当施設を利用中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の身元保証人等に連絡を行うとともに、その事故の防止策の構築等の必要な措置を行います。

1.4 非常災害対策

消火及び通報、避難誘導等の火災訓練を年2回以上、地震・津波、風水害等の防災訓練（自主訓練含む）を年3回以上実施します。

1.5 損害賠償

当施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者のおかれた心身の状況を斟酌し、相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。事業者は自己の責に記すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 入居者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 入居者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって、必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

1.6 第三者評価の実施状況

当該施設において、第三者評価は受審しておりません。

1.7 見守りカメラの設置

入居者の安全を守るための防衛対策、及びリスクマネジメント態勢を整えることを目的に、施設の共有部分の一部に見守りカメラを設置しております。